（デジタル選択呼出装置）

第百四十六条の三十八の二　（略）

２　Ａ４水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するＨＦデジタル選択呼出装置（ＨＦで運用するデジタル選択呼出装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（デジタル選択呼出聴守装置）

第百四十六条の三十八の四　（略）

２　Ａ４水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するＨＦデジタル選択呼出聴守装置（ＨＦで運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（浸水警報装置）

第百四十六条の四十八の二　次の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。

一・二　（略）

三　外洋航行船（旅客船及び限定近海貨物船を除く。）であつて複数の貨物倉を有するもの（船舶区画規程第百十五条の規定により浸水警報装置を備える船舶及びタンカーを除く。）

（非常電源）

第二百九十九条　（略）

２　前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域及びＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一～五　（略）

六　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦデジタル選択呼出聴守装置及びＭＦ無線電話

七　インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備（以下「インマルサット等データ通信設備」という。）及びインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）

八　ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置及びＨＦ無線電話

九　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ　（略）

（デジタル選択呼出装置）

第百四十六条の三十八の二　（略）

２　Ａ４水域又はＡ３水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するＨＦデジタル選択呼出装置（ＨＦで運用するデジタル選択呼出装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、第三百十一条の二十二第一項第二号の規定によりインマルサット等直接印刷電信（以下「インマルサット等無線電話」という。）又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（デジタル選択呼出聴守装置）

第百四十六条の三十八の四　（略）

２　Ａ４水域又はＡ３水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するＨＦデジタル選択呼出聴守装置（ＨＦで運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、第三百十一条の二十二第一項第二号の規定によりインマルサット等直接印刷電信又はインマルサット等無線電話を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（浸水警報装置）

第百四十六条の四十八の二　次の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（非常電源）

第二百九十九条　（略）

２　前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域及びＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一～五　（略）

六　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ直接印刷電信及びＭＦ無線電話

七　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話

八　ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＨＦ直接印刷電信及びＨＦ無線電話

九　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ　（略）